

(論文要旨) モンゴル著作権法における著作物の無体物性に対する認識の変遷

法学政治学研究科博士後期課程

D185101 オランゴ・バルダンドルジ

本稿は、モンゴル著作権法における著作物の性質、特に有体／無体物性についての分析に取り組む。

モンゴルの現行の著作権法は、2021年5月に施行された「著作権者の権利に関する法律」である。この法律の第4条は、「著作物」を「科学、文学及び美術の分野における著作権者の知的な創作活動の具体的な成果」と定義している。

その上で、モンゴル著作権法は、著作物は「公表されているか否かを問わず、具体的な形で創作されなければならない」（第5条2項）とし、著作権者の権利は「当該著作物が具体的に創作され、具体的な形になった時に」しか生じないと規定している（第10条1項）。

この2021年法における「具体的な形」という表現が、本稿の中心的な関心事である。というのは、旧法である2006年著作権法では、著作物は「有体的な形」である、という要件が定められていたからである。この点は、2021年現行法が、著作物の無体物性を強調するためにあえて変更したのではないかと考えられるからである。

そこで、本稿においては、モンゴル著作権法において、著作物は有体物であるべきか、無体物であるべきか、という点を検討したい。

この分析のために、まず、モンゴル著作権法の沿革を確認し、それぞれの時代における著作権法の内容とそこにおける著作物の性質を分析する（第1章）。モンゴルでは、社会主義時代から民主化以降まで著作権法が様々に変遷してきたので、それぞれの法律における著作物の有体物性について、立法資料や学説・判例の分析を通して考察する。従来のモンゴル著作権法は、著作権者の権利の対象となる著作物が有体性を基礎としてきたが、その背景にはロシア法における考え方が影響しているため、ロシア法における著作物の有体性にも言及する。

それに続いて、現行法である2021年著作権法を、特に直前の2006年法と比較しながら検討する（第2章）。具体的には、2006年法は著作物を「有体的（体のあるもの、質量のある形）」と明確に規定していたのに対して、2021年法は「有体物」とは思わず、著作物は「具体的な形」で創作されていることを要件とし、著作物が具体的に創作され、具体的な形を得たときに権利が発生する、と規定している。これは、著作権法の基礎となる2002年民法が、著作権者の権利を含む知的財産を「無体財産」と考えていることの影響を受けていると考えられる。

すると、2021年モンゴル著作権法がいう「具体的な形」がどのように解釈されるかが問題となる。「具体的」とは、著作物が認識可能状態になっていること、とも考えられるし、手で触れる有体的な形になっている状態であること、とも考えられる。前者であれば、2021年法は著作物の「無体物性」を基礎とするし、後者であれば、著作物の「有体物性」を基礎とすることになる。この点について、モンゴル法の立場は明確でない。そこで、比較法研究を通して、モンゴル法のあるべき立場を考察する（第3章）。まず、著作権法の国際的基本条約である文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約における著作物の無体性について概観する。そして、比較法の対象として、著作物の無体性を基礎とする日本法と、反対に有体性の見解を採用しているアメリカ法を分析する。これらの分析を通して、著作権法による保護の対象となる著作物の多様性と、著作権法の目的である文化の発展の観点から、モンゴル法においても、著作物の性質については無体物性を基礎とすべきであると結論づける。